

学校図書館法の一部を改正する法律（案）

学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「大学」の下に「その他の教育機関」を加える。

附則第二項中「当分の間」を「平成十五年三月三十一日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

学校図書館における司書教諭の職務の重要性にかんがみ、大学以外の教育機関が司書教諭の講習を行うことができることとするとともに、司書教諭の設置の特例を政令で定める規模以下の学校を除き平成十五年三月三十一日までの間とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。